

知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その 33）

— 知財高裁審決取消事件（音声カーソル事件） —



平成 25 年度 ソフトウェア委員会 **増 渕 敬**

目次

1. 判決の要約
2. 事案の概要
3. 本願発明の内容
4. 引用発明の概要
5. 原審決の判断
6. 裁判所の判断
7. 考察

1. 判決の要約

- (1) 事件番号：知財高裁 平成 23 年(行ケ)第 10228 号
- (2) 判決言渡日：平成 24 年 6 月 13 日（請求認容）
- (3) 原告：ニュアンス コミュニケーションズ オー
ストリア ゲーエムベーパー
- (4) 被告：特許庁長官
- (5) 発明の名称：「編集における音声カーソルと
テキストカーソルの位置合わせ」
- (6) 出願：特願 2002-578284 号
- (7) 審判：不服 2008-23615 号
- (8) 事件内容：本件出願に係る発明が，引用文献に
記載の発明に対して進歩性を有するかが争われた。

2. 事案の概要

本件は，甲 1 号証（特開平 2 - 163819 号公報，以下甲 1）および甲 2 号証（特開昭 62 - 212870 号公報，以下甲 2）に基づいて，本願発明を進歩性なしとした原審決に対する審決取消訴訟である。裁判所は，請求を認め，原審決を取り消した。

3. 本願発明の内容

本願発明の請求項は以下の通りである。

【請求項 1】

音声情報から音声認識装置によって認識された認識テキスト情報の誤ったワードを訂正する訂正装置であって，

前記音声認識装置は，前記認識テキスト情報の各ワードにおいて，該ワードが前記音声認識装置により認識された前記音声情報の部分をマークするリンク情報を構成し，

当該訂正装置は，前記音声情報と，前記係る認識テキスト情報と，前記リンク情報とを受信するよう構成され，

当該訂正装置は，表示手段に表示される前記認識テキスト情報の誤ったワードにテキストカーソルを配置及び表示し，ユーザにより入力された編集情報に従って前記誤ったワードを編集するテキスト編集手段と，

前記音声情報の音声再生が実行され，該音声再生中にちょうど再生されているワードに対応し，前記リンク情報によりマークされている前記認識テキスト情報のワードが該ワードにおいて音声カーソルを表示することにより連動してマークされる当該訂正装置の連動再生モードを実行する連動再生手段と，

前記テキストカーソルと前記音声カーソルとを同じ位置又は所定の距離だけ離間した位置に配置するため，前記表示されたテキストカーソルを前記表示された音声カーソルに，あるいは前記表示された音声カーソルを前記表示されたテキストカーソルに連動させるカーソル連動手段と，

からなることを特徴とする訂正装置。

（下線部筆者。図 1 中，TC はテキストカーソル，AC は音声カーソル，TI はテキスト情報）

本願発明に係る訂正装置は，「音声認識によって入力されたテキストを，より少ない作業量で修正する」という課題を解決するために，(1) 音声再生しながら，再生中の音声に対応するカーソル（音声カーソル）をテキスト中に表示し，(2) 音声カーソルと連動して移動する編集用のカーソル（テキストカーソル）を，音声カーソルとは別個に表示するという手段を採用し

たワードを編集する、本願発明の「テキストカーソル」に相当するとは認められないとし、原審決の相違点の判断における「甲1発明の訂正装置は、音声カーソルと同じ位置で連動するテキストカーソル、あるいはテキストカーソルと同じ位置で連動する音声カーソルを有している」との認定には誤りがあると判断した。

また、甲2発明の認定においては、「単一のカーソルを備え、このカーソルの機能を、本願発明における「音声カーソル」としての機能と「テキストカーソル」としての機能とに選択的に切り替えるものであり、読み上げ中の表記位置を示すカーソルが別に表示される」と認められない」と判断した。

また、これらの判断に基づき、「音響的に再生されている言語の強調表示とは別に、表示画面上の検出誤りがある言語にカーソルが配置及び表示されない甲1発明と、単一のカーソルを備え、このカーソルの機能を、本願発明における「音声カーソル」としての機能と「テキストカーソル」としての機能とに選択的に切り替える甲2発明とからは・・・本願発明の構成とすることを、当業者が容易に想到し得たとは認められない」との結論を下した。

7. 考察

原審決では、音声カーソルとテキストカーソルが同一のカーソルとして表示される例を引いて拒絶を維持している。いわば、単純にクレームの文言に基づいて構成要件を判断していると言えるが、判決では、「音声再生位置を表す音声カーソルと、編集位置を表すテキストカーソルが個々の機能ブロックに基づいた別個のものである」とまず認定したうえで比較を行っている。

この手法は、本願発明および引例発明の課題や解決手段などを十分に考慮したうえで発明の対比を行うべきという近年の流れに合致するものであり、評価できる判決であると考ええる。

ソフトウェア関連発明の明細書においては、インプットとアウトプットを意識して実施形態を記載することは多いが、それを実現するための手段や機能ブロックの記載については必ずしも深く考慮しないことも多い。実施形態の記載において、課題や解決手段を適切に把握したうえで、従来技術との相違点を読み取れるような工夫をしておくことは、進歩性の主張がしやすくなるという点において非常に有効だと考える。

以上
(原稿受領 2013. 11. 14)

パンフレット「弁理士Info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。

一般向き。A4判30頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

広報・支援・評価室

e-mail: panf@jpaa.or.jp

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2

電話: 03(3519)2361(直)

FAX: 03(3519)2706

